

# 歯科外来診療医療安全対策加算に係る掲示事項

当科は歯科診療に係る医療安全管理対策について、以下のとおり取り組んでいます。

- 安全で安心できる歯科外来診療の環境整備について、厚生労働大臣の定める施設基準に適合し、「歯科外来診療医療安全対策加算」を算定しています。
- 職員は、医療安全管理に関する研修を受講しています。
- 安全で安心な歯科医療環境を提供するため、以下の装置・器具等を設置しています
  - ✓ 自動体外式除細動器（AED）
  - ✓ 経皮的動脈血酸素飽和度測定器（パルスオキシメーター）
  - ✓ 酸素（人工呼吸・酸素吸入用のもの）
  - ✓ 血圧計・緊急蘇生セット
- 歯科治療中の偶発的な緊急事態に対応できるよう、本院医科部門と連携しています

国立病院機構 四国がんセンター  
歯科口腔外科 科長